

平成26年2月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 島 袋 智 昭

平成22年（行ウ）第18号 新石垣空港収用裁決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成25年10月22日

判 決

原 告 別紙原告目録1及び2記載のとおり

原告ら訴訟代理人弁護士 別紙訴訟代理人等目録記載のとおり

那覇市泉崎一丁目2番2号

被 告 沖 縄 県

上記代表者兼処分行政庁 沖 縄 県 収 用 委 員 会

上記委員会代表者会長 島 袋 秀 勝

被告指定代理人 別紙訴訟代理人等目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの訴えのうち、別紙物件目録記載1及び2の各土地の明渡しに係る裁決の取消しを求め
る部分をいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

沖縄県収用委員会が平成22年6月17日付けでした別紙物件目録記載1の土地の収用及び明渡しに係る裁決（平成21年（権）第7号及び平成21年（明）第7号新石垣空港整備事業（その7）裁決申請等事件）並びに別紙物件目録記載2の土地の収用及び明渡しに係る裁決（平成21年（権）第6号及び平成21年（明）第6号新石垣空港整備事業（その6）裁決申請等事件）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、被告が沖縄県石垣市に設置した公共の用に供する飛行場（以下「新石垣空港」という。）の敷地の一部である、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地1」という。）又は同目録記載2の土地（以下「本件土地2」という。）の共有持分を有していた原告らが、沖縄県収用委員会（以下「処分行政庁」という。）が平成22年6月17日付けでした本件土地1及び2の収用及び明渡しに係る裁決について、国土交通大臣による航空法上の新石垣空港の設置許可処分及び内閣府沖縄総合事務局長による新石垣空港整備事業等に係る土地収用法（以下「法」という。）上の事業認定には、いずれも無効をもたらすような重大かつ明白な瑕疵があるから、これらに基づいて処分行政庁がした上記裁決も違法であり、また、同裁決には裁決手続上の違法もあると主張して、同裁決の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

別紙関係法令の定め記載のとおり

3 前提事実

次の事実は、当事者間に争いが無いが、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる。

(1)ア 新石垣空港は、沖縄県が石垣市に設置していた旧石垣空港に代置する地方管理空港として石垣島の南東部に設置され、平成25年3月7日に供用が開始された空港である。

イ 別紙原告目録1記載の原告らは、平成22年6月17日当時、新石垣空港の敷地の一部である本件土地1の共有持分を有していた者であり、別紙原告目録2記載の原告らは、同日当時、同じく新石垣空港の敷地の一部である本件土地2の共有持分を有していた者である。

ウ 平成22年6月17日当時、本件土地1及び2（以下「本件各土地」という。）は、別紙原告目録1及び2各記載の原告らを含む約780名によって共有され、その大多数は、石垣市外に居住していた（乙1, 2）。

(2)ア 沖縄県は、国土交通大臣に対し、平成17年9月12日付けで、航空法（平成20年法律第75号による改正前のもの。以下、(4)を除き同じ。）

38条2項の規定により、新石垣空港の設置の許可の申請書を提出し、国土交通大臣は、同年12月19日、同条1項の規定により、新石垣空港の設置の許可（以下「別件設置許可処分」という。）をした（乙21）。

イ 起業者である沖縄県（以下、単に「起業者」という。）は、平成19年7月31日、国土交通大臣から権限の委任を受けた内閣府沖縄総合事務局長に対し、新石垣空港整備事業、これに伴う附帯工事並びに一般国道390号及び農業用道路付替工事（以下「別件事業」という。）のために土地を収用し、又は使用することが必要であるとして、法18条の規定により、別件事業の事業認定申請書を提出し、内閣府沖縄総合事務局長は、平成20年8月27日、別件事業が法20条各号のすべての要件に該当すると判断し、法16条の規定により、別件事業の認定（以下「別件事業認定」という。）をした（乙27）。

(3)ア 起業者は、別件事業認定がされたことを受けて、法36条1項に規定する土地調書及び物件調書（以下「土地調書等」という。）を作成するため、日時を平成21年1月23日から同月25日までの各午前10時から午後4時まで、場所を沖縄県石垣市内の白保公民館として、本件各土地の土地所有者を立ち合わせて土地調書等に署名押印させる機会（以下「立会期日」という。）を設け、さらに、日時を同年2月20日から同月22日までの各午後1時から午後5時まで、場所を白保公民館として、立会期日を設けた（乙13の2～5、乙14）。

本件各土地の所有者のうち4名は、立会いをして土地調書等に署名押印したが、原告らを含むその余の土地所有者は、これに立ち会わず、署名押印しなかった。そのため、石垣市の委任を受けた石垣市職員が代理して立会いをして署名押印した（乙8の2～4、乙9の2～4、乙10の2、乙

11の2)。

イ 起業者は、平成21年3月17日、処分行政庁に対し、別件事業について、本件各土地を対象として、法39条1項に規定する収用裁決の申請及び法47条の2第3項に規定する明渡裁決の申立てをした(以下、併せて「本件裁決申請」という。乙8の1、乙9の1、乙10の1、乙11の1)。

ウ 処分行政庁は、平成22年2月10日、沖縄県石垣市内の石垣市民会館において、法62条に規定する審理を開催した。この審理には、本件土地1の土地所有者3名と代理人1名が出席し、起業者による事業概要の説明の後、土地所有者2名と代理人1名がそれぞれ意見を述べた(乙16、17)。

エ 処分行政庁は、平成22年6月17日、本件土地1について、権利取得の時期及び明渡しの期限をいずれも同年12月15日とする権利取得裁決及び明渡裁決をし(平成21年(権)第7号及び平成21年(明)第7号新石垣空港整備事業(その7)裁決申請等事件、以下「本件裁決1」という。乙1)、本件土地2について、権利取得の時期及び明渡しの期限をいずれも同年9月16日とする権利取得裁決及び明渡裁決をした(平成21年(権)第6号及び平成21年(明)第6号新石垣空港整備事業(その6)裁決申請等事件、以下、この裁決と本件裁決1を併せて「本件各裁決」という。乙2)。

オ 原告らは、平成22年9月24日、本件各裁決の取消しを求める訴え(以下「本件訴訟」という。)を当庁に提起した。

カ 本件各裁決に基づく本件各土地の引渡しは、平成23年1月25日までに完了した(乙4、7)。

(4) 沖縄県は、平成24年8月29日付けで、国土交通大臣から権限の委任を受けた国土交通省大阪航空局長に対し、航空法42条1項の規定により、新

石垣空港の完成検査を申請し、国土交通省大阪航空局長は、同年12月11日、これを合格とした。そして、新石垣空港は、平成25年3月7日、供用開始された。(以上、乙27)

4 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 原告らの訴えのうち、本件各裁判中の明渡裁判の取消しを求める部分について訴えの利益があるか(本案前の争点)

(被告の主張)

本件各裁判は、いずれも法47条の2第2項に規定する権利取得裁判及び明渡裁判をしたものである。そして、明渡裁判に係る土地の引渡しが完了した場合には、明渡しの取消しを求める訴えの利益は消滅するところ、本件各裁判に係る本件各土地の引渡しはすべて完了している。

したがって、原告らの訴えのうち、本件各裁判中の明渡裁判の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠く不適法なものである。

(原告らの主張)

本件各裁判中の明渡裁判に係る損失補償金の多くは供託されているところ、これらの供託手続には瑕疵がある。したがって、明渡裁判に基づく土地の引渡しも違法となり、原告らは、明渡裁判が取り消された場合には、沖縄県に対して本件各土地の占有の回復を求めることができることになるから、本件各土地の引渡しが完了した後も、明渡裁判の取消しを求める部分の訴えの利益を失わない。

- (2) 別件設置許可処分及び別件事業認定に本件各裁判の取消しをもたらすような重大かつ明白な瑕疵があるか

(原告らの主張)

ア 新石垣空港の地下には、複数の洞窟や空洞が存在する。これらの洞窟等が広がる琉球石灰岩は、圧密を受けていない新しい石灰岩であるため強度が不十分であるところ、新石垣空港が設置されると、通常時は、滑走路の

下に雨水が浸透しないため乾燥により洞窟内の層理剥離が起こり、大雨等の増水時には、森林等による保水がされず洞窟内の地下川の水量が増大するなどして砂層剥離が起こるなど、洞窟が浸食されて拡大し、洞窟の強度がさらに低下する。一方で、これらの洞窟等には、滑走路整備のための盛土や航空機の着陸による圧力が集中することになる。このため洞窟等が崩壊して滑走路が陥没する危険性が非常に高い。にもかかわらず、別件設置許可処分は、これらの洞窟等が崩落して滑走路が陥没する危険性を看過してされたものであり、航空法39条1項1号並びに同法施行規則79条1項4号及び7号イに違反し、かつ、その違反は重大かつ明白なものである。よって、別件設置許可処分は無効であるから、本件各裁決は取り消されるべきである。

イ 新石垣空港が建設された敷地は、2万4000年前の人骨等が発見された遺跡を含む地域である。発見された人骨等は、国内最古のものであり、極めて高い公共性が認められる人類遺産的価値を有するものである。別件事業が実施された場合には、当該遺跡は盛土の下に埋められ、考古学的、文化的価値の極めて高い遺跡が破壊されてしまうことになる。にもかかわらず、別件事業認定は、当該遺跡に係る十分な調査を経ることなくされたものであり、法20条3号に要件を充たさない瑕疵があることは明らかであり、しかも、その瑕疵は重大かつ明白なものである。よって、別件事業認定は無効であるから、本件各裁決は取り消されるべきである。

ウ 被告は、瑕疵が明白であるかどうかは、処分の外形上、客観的に誤認が一見看取し得るものであるかどうかによって決すべきであると主張するが、明白な瑕疵とは、行政庁がその職務を誠実に遂行する限り当然なすべき調査によって直ちに判明するような事実関係も参酌して明白な過誤と認められる場合も含むと解すべきであるから、上記ア及びイに指摘する瑕疵が明白な瑕疵に当たることは明らかである。

(被告の主張)

ア 行政行為の無効原因となる重大かつ明白な瑕疵とは、処分要件の存在を肯定する行政処分庁の認定に重大かつ明白な誤認があると認められる場合であり、ここにいう瑕疵が明白であるというのは、処分成立の当初から誤認であることが、外形上、客観的に明白である場合を指し、瑕疵が明白であるかどうかは、処分の外形上、客観的に誤認が一見看取し得るものであるかどうかによって決すべきである。

イ 原告らが主張する別件設置許可処分及び別件事業認定の重大かつ明白な瑕疵の内容は、要するに、別件設置許可処分及び別件事業認定が、①空港の安全性の確保を考慮していない、②文化財の存在を考慮していない、という2点にあると解される。しかし、これらの主張に係る事実は、いずれも安全性確保の方法及び文化財保護の内容を実質的かつ具体的に認定し、その必要性及び相当性を詳細に検討しなければその当否を判断することができないから、処分の外形上、客観的に誤認が一見看取し得るものとはいえない。

したがって、原告らの主張は、重大かつ明白な瑕疵を主張するものではなく、失当である。

(3) 本件各裁決に裁決手続上の違法があるか

(原告らの主張)

ア 土地調書等の作成手続の違法

起業者は、本件裁決申請に先立ち、本件各土地の所有者である原告らを立ち合わせて土地調書等に署名押印させなければならない(法36条2項)。本件においては、原告らのほとんどが石垣市外に居住しているから、起業者は、原告らの立会いの機会を実質的に保障するため、石垣市外における立会期日を定めるべきであった。しかし、起業者は、原告らが事前に立会場所や日程などを調整したい旨を記載した要望書を送付したのに、こ

れを無視して石垣市内における立会期日を一方的に指定し、原告らが署名押印することができないとして、石垣市の職員に署名押印をさせて土地調書等を作成した。本件裁決申請は、このように法36条2項に反する方法によって作成された土地調書等を添付してされた違法なものであり、本件裁決申請に基づいてされた本件各裁決は取り消されるべきである。

イ 審理手続の違法

本件各土地の所有者である原告らは、本件裁決申請に係る審理において口頭で意見を述べる権利を有する（法63条1項、2項）。本件においては、原告らのほとんどが石垣市外に居住しているから、処分行政庁は、原告らのかかる意見陳述権を実質的に保障するため、石垣市外において本件各裁決に係る審理を開催すべきであった。しかし、処分行政庁は、原告らが石垣市外での審理の開催を要望したのに、これを無視して石垣市内で1回限りの審理を実施した。その結果、原告らを含む本件各土地の所有者のうち110名以上の者が口頭による意見陳述を希望していたにもかかわらず、実際に口頭による意見陳述をすることができたのは3名にとどまった。このような処分行政庁の審理は、法63条1項及び2項に定める原告らの意見陳述権を侵害する違法なものであるから、上記審理に基づいてされた本件各裁決は取り消されるべきである。

ウ 裁決の名宛人に係る瑕疵

本件裁決1に係る裁決書に土地所有者として記載された者のうち、若野正太郎は、本件裁決1の3日前である平成22年6月14日に死亡しており、本件裁決1の時点で、同人の共有持分は既に相続人に権利が移転していた。したがって、本件裁決1は、裁決の名宛人である土地所有者の記載に瑕疵があるから取り消されるべきである。

(被告の主張)

ア 土地調書等の作成手続の違法

本件においては、本件各土地が広範囲に居住する多数の者の共有とされており、これらの広範囲かつ多数の土地所有者らの住所又は居所の近隣で個別に立会期日を設定することは、不相当に期間と費用を要し、事実上不可能である。このような場合に、起業者が、立会期日として署名押印するのに通常必要とされる期間を確保した上、本件各土地に近く、かつ、多数の者が集まることができる場所を設定することは相当である。

そして、起業者は、2回に渡り、それぞれ平日及び休日を含めて合計6日間もの立会期日を設定した上で、原告らを含む本件各土地の所有者らに対し、土地調書等の作成に立ち会い、署名押印することを要請し、実際にその機会を設けたにもかかわらず、原告らは署名押印しなかったのだから、原告らは、法36条4項の「署名押印を求められたにもかかわらず相当の期間内にその責めに帰すべき事由によりこれをしない者」に該当する。

したがって、本件において、起業者が土地調書等に署名押印しなかった原告らについて、石垣市長に代理署名を求め、石垣市長の委任を受けた石垣市職員が本件各土地の土地調書等に署名押印を行ったことに違法はない。

イ 審理手続の違法

本件においては、①原告らは本件各土地を共有しているのだから、本件各土地と同一の市内にある石垣市民会館に赴くのは容易と考えられること、②本件各土地は、非常に広範囲に居住する多数の土地所有者らの共有とされているところ、これらの広範囲かつ多数の土地所有者らの住所又は居所の近隣で個別に審理を開催することは、不相当に期間及び費用を要し、事実上不可能であること、③原告らは、代理人により審理に参加し、意見を述べることもできること、④審理に参加した後は、現地調査等が必要になるため、本件各土地の近隣で審理を開催した後、現地調査に赴くのが合理的であることなどの諸事情があり、これらの事情を考慮すれば、処分行政庁の会長が審理を開催する場所を石垣市民会館に指定し、現に同所で審理

を開催したことに何ら裁量権の逸脱はなく、処分行政庁が行った本件各土地の収用に係る審理手続に違法はない。

ウ 裁決の名宛人に係る瑕疵

(ア) 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができないところ（行政事件訴訟法10条1項）、若野正太郎の相続人は本件訴訟の原告となっていないから、原告らにおいて、本件裁決1に係る裁決書に若野正太郎が土地所有者として記載されていることの違法を主張する利益は認められず、原告らの主張は失当である。

(イ) 仮に土地所有者等を誤認して裁決がされたとしても、処分行政庁に過失がない限り、裁決は有効であり、取り消すべき瑕疵も帯びないと解される（法36条2項、40条2項、48条4項ただし書参照）、処分行政庁は、本件各裁決に当たり、平成22年3月に土地所有者らの所在を住民票等によって確認し、若野正太郎についても、同月10日付け住民票によりその生存及び住所を確認しており、必要な調査の義務を十分に尽くしていたといえるから、過失がない。

したがって、本件裁決1に原告らが主張する誤りがあつたとしても、本件裁決1は有効であり、取り消されるべき瑕疵はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（原告らの訴えのうち、本件各裁決中の明渡裁決の取消しを求める部分について訴えの利益があるか（本案前の争点））について

(1) 明渡裁決は、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者に対し、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない義務を負担させる処分である（法102条）。したがって、明渡裁決の対象となる土地の引渡しが完了すれば、明渡裁決はその目的を達し、その名宛人が明渡裁決により負担す

ることとなった義務は消滅する。そして、土地所有者等が土地の引渡しについての原状回復を求めるためには、権利取得裁決を争い、その取消しを求めれば足りるから、明渡裁決の対象となる土地の引渡しの完了により、明渡裁決の取消しを求める訴えの利益は消滅するというべきである。

前記前提事実(3)カによれば、本件各裁決に基づく本件各土地の引渡しは、平成23年1月25日までに完了したことが認められる。したがって、原告らの訴えのうち、本件各裁決中の明渡裁決の取消しを求める部分は、訴えの利益が消滅した不適法なものであり、却下を免れない。

(2) なお、原告らは、本件各裁決中の明渡裁決に係る損失補償金の供託手続に瑕疵があるから、明渡裁決に基づく土地の引渡しも違法となる旨を主張する。

しかし、損失補償金の払渡し又は供託は、収用委員会の裁決後に起業者が行うものとされており（法95条1項、2項、96条1項、2項）、損失補償金の供託手続に瑕疵があるからといって、処分行政庁の裁決が遡って違法になるものとはいえない。しかも、証拠（乙1、2）によれば、本件各裁決においては、権利取得裁決に係る損失の補償（法48条1項2号）は定められたものの、明渡裁決に係る損失の補償（法49条1項1号）は定められなかったことが認められ、本件各裁決中の明渡裁決に係る補償金の供託手続がされたとはいえないから、これを前提とする原告らの主張は理由がない。

したがって、原告らの上記主張は採用できない。

2 争点(2)（別件設置許可処分及び別件事業認定に本件各裁決の取消しをもたらすような重大かつ明白な瑕疵があるか）について

(1) 前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア(ア) 本件訴訟の原告らの多くは、平成18年6月17日、国土交通大臣が沖縄県に対してした別件設置許可処分につき、航空法又は環境影響評価法の規定に違反する瑕疵があるなどと主張して、同処分の取消しを求め

る訴え（以下「別件設置許可処分取消訴訟」という。）を東京地方裁判所に提起した（東京地方裁判所平成18年（行ウ）第285号空港設置許可処分取消請求事件）。

(イ) 別件設置許可処分取消訴訟において、同訴訟の原告らは、新石垣空港の滑走路直下に洞窟ないし空洞が存在し、それらが崩壊することなどにより新石垣空港の滑走路が陥没するおそれがあるなどとして、別件設置許可処分が航空法39条1項1号及び同法施行規則79条1項4号に違反した違法なものであると主張し、この点が同訴訟の中心的な争点の一つとされた。そして、東京地方裁判所は、上記争点について、同法施行規則79条1項4号の基準は、基礎地盤を含めた滑走路等の計画される強度がその基準を満たすかどうかを審査するものであり、同訴訟の原告らの主張が、実際に設置される滑走路等が強度不足となるおそれがあることをいうのであれば、それは完成検査の際に審査されるべき事項であるから失当であるとした上で、新石垣空港において設置が計画されている滑走路等は十分な強度を有するものと認められるとし、新石垣空港の位置、構造等の設置の計画は、同法施行規則79条1項4号の基準に適合し、同法39条1項1号の要件を充足するものとした国土交通大臣の判断に違法はないと判断して、平成23年6月9日、新石垣空港の敷地の一部の土地の共有者である同訴訟の原告らについては請求を棄却し、その余の原告らについては訴えを却下する判決をした（乙21）。

(ウ) これに対し、新石垣空港の敷地の一部の共有者である同訴訟の原告らは、控訴を提起し（東京高等裁判所（行コ）第255号空港設置許可処分取消請求控訴事件）、同控訴審において上記(イ)と同様の主張をしたが、東京高等裁判所は、航空法等の条文の建て方等によれば、完成検査においては、滑走路直下の地盤の客観的強度が不足していないかどうかを審査されるべきであるとしても、設置許可申請の審査段階における地盤を

含む滑走路の審査の対象は、申請書に記載された計画上の強度であって、滑走路等予定地の実際の地盤そのものの強度の審査を含まないというべきであるとしつつも、申請段階における計画の審査においても基礎基盤を含む滑走路等の強度が不足し、計画において予定した強度を完成時に確保できないことが明らかである場合は、設置基準を満たさないこととなるから、そのような場合に設置を許可することは違法の評価を受けることになるとした上で、本件では、滑走路等の下にある洞窟については、崩落の危険性があるとの意見もあるが、その危険性の程度が新石垣空港の安全性に具体的な影響を及ぼす程度の危険があることを根拠づける内容ではないことや、その後の沖縄県の検討結果、防護工を設置したことからすれば、別件設置許可処分は違法ということができないと判断して、平成24年10月26日、控訴を棄却する判決をした（乙26）。

イ(ア) また、本件訴訟の原告らの多くは、平成21年2月27日、別件事業認定は、法20条2号から4号までの各要件を充足しないにもかかわらずされた違法なものであるなどと主張して、別件事業認定の取消しを求める訴え（以下「別件事業認定取消訴訟」という。）を東京地方裁判所に提起した（東京地方裁判所平成21年（行ウ）第91号事業認定処分取消請求事件）。

イ(イ) 別件事業認定取消訴訟において、同訴訟の原告らは、①上記イ(イ)と同様に、新石垣空港の滑走路直下に洞窟ないし空洞が存在し、それらが崩壊することなどにより新石垣空港の滑走路が陥没するおそれがあるなどとして、別件設置許可処分が航空法39条1項1号及び同法施行規則79条1項4号に違反した違法なものであり、その違法が明白かつ重大であるから同処分は無効であるなどと主張するとともに、②新石垣空港の敷地内の洞穴で発見された人骨等は、極めて高い公共性が認められ、今後慎重に十分な時間を掛けて調査する必要がある、このまま別件事業が

実施された場合、これらの洞窟は盛土の下に埋められ、人類にとって貴重な文化遺産が日の目を見ないまま闇に葬り去られてしまう可能性が極めて高いことなどを挙げて、本件各土地が別件事業に供されることによって失われる利益は甚大であり、法20条3号の要件を充足しないなどと主張して、別件事業認定の取消しを求めた。

しかし、東京地方裁判所は、①別件設置許可処分については、別件事業認定取消訴訟の原告らの多くが提起した別件設置許可処分取消訴訟において、請求棄却の判決がされ、その控訴審である東京高等裁判所において控訴棄却の判決がされていることに照らすと、当該処分には、重大かつ明白な違法があるということとはできない、②別件事業認定に関し、原告らが主張する洞穴における文化財の保護については、発掘調査の結果、記録保存又は現地保存することとされ、今後も必要に応じて調査を行うことが可能となっていることなどが認められるとした上で、内閣府沖縄総合事務局長が、文化財の保護に関する別件事業の事業計画が適正であるとした判断は、全く事実の基礎を欠くとはいえず、また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くともいえないというべきであると判断し、平成25年9月17日、同訴訟の原告らの請求をいずれも棄却する判決をした。(以上、乙27)

- (2) 原告らは、本件訴訟において、別件設置許可処分及び別件事業認定には重大かつ明白な瑕疵があつて無効であるとし、その無効原因として、前記第2の4(2)のとおり、①洞窟等の崩壊による滑走路等の陥没の危険性があること、②人類遺産的価値のある人骨等の発見にもかかわらず十分に調査しないことを主張し、その他、別件設置許可処分及び別件事業認定の違法事由についても種々主張する。しかし、原告らの主張する内容は、本件訴訟の原告らの多くが提起した上記(1)の別件設置許可処分取消訴訟及び別件事業認定取消訴訟における原告らの主張と実質的に同一のものであり、こ

これらの各訴訟において、原告らの主張が争点として審理され、いずれも理由がないものとされて請求が棄却されていることを踏まえると、別件設置許可処分及び別件事業認定に本件各裁決の取消しをもたらすような重大かつ明白な瑕疵があると認めることはできない。

よって、別件設置許可処分及び別件事業認定の違法を理由として本件各裁決が取り消されるべきであるとする原告らの主張は、採用することができない。

3 争点(3) (本件各裁決に裁決手続上の違法があるか) について

(1) 前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおりの事実が認められる。

ア 起業者は、土地調書等の作成に当たり、平成20年12月11日付けで、本件各土地の所有者に対し、立会いの日時を平成21年1月23日から同月25日までの各午前10時から午後4時まで、立会いの場所を沖縄県石垣市内の白保公民館として立会い及び署名押印を要請する旨の立会等要請書を送付し、上記日時及び場所において、土地調書等の作成に立ち会い、署名押印する機会を設け、署名押印を要請した(乙13の2, 4, 乙14)。

しかし、上記日時及び場所においては、土地所有者ら全員の署名押印を得られなかったため、起業者は、平成21年1月26日付けで、署名押印をしていない本件各土地の所有者に対し、立会いの日時を同年2月20日から同月22日までの各午後1時から午後5時まで、立会いの場所を石垣市内の白保公民館とし、「今回の手続において立会されなかった場合は、法36条4項の規定に基づき、石垣市長へ立会・署名押印を求めます。」と付記した上、立会い及び署名押印を要請する旨の立会等要請書を送付し、上記日時及び場所において、土地調書等の作成に立ち会い、署名押印する機会を設け、署名押印を要請した(乙13の3, 5,

乙14)。

イ しかし、本件各土地の所有者のうち4名は、平成21年1月13日付けの土地調書等に署名押印したが、原告らを含むその余の土地所有者は、これに署名押印しなかった。そのため、法36条4項に基づき、石垣市長の委任を受けた石垣市職員が代理して署名押印した。(以上、乙8の1～4、乙9の1～4、乙10の1、2、乙11の1、2)

ウ 処分行政庁の会長は、本件各裁決に係る審理期日を平成22年2月10日に石垣市内の石垣市民会館において開催する旨を指定し、法46条2項の規定により、本件各土地の所有者に対し、平成21年12月10日付けで「審理の開催について(通知)」と題する文書を送付し、同文書において、本件各土地につき、平成22年2月10日、石垣市民会館において審理を行うこと、同日、上記審理の終了後に法65条1項3号に規定する現地調査を行うことを通知した(乙16)。

エ 処分行政庁は、上記通知のとおり、平成22年2月10日午前11時から午後1時30分までの間、上記石垣市民会館において審理を開催し、本件土地1の土地所有者3名と代理人1名が審理に出席し、起業者による事業概要の説明の後、土地所有者2名と代理人1名がそれぞれ意見を述べた(乙17)。

オ 本件裁決1の後、本件土地1の土地所有者の1人である若野正太郎が、平成22年6月14日に死亡しており、同人に相続人が存在することが判明した。そこで、処分行政庁は、同年11月4日付けで、本件土地1の土地所有者のうち「若野正太郎」を「若野洋一及び若野友子」に改めるなど所要の更正決定を行った(乙6)。

カ 若野正太郎の相続人は本件訴訟の原告となっていない(当裁判所に顕著な事実)。

(2)ア 土地調書等の作成手続の違法について

(ア) 原告らは、起業者は、本件裁決申請に先立ち、本件各土地の所有者である原告らを立ち会わせて土地調書等に署名押印させなければならぬところ、本件においては、原告らのほとんどが石垣市外に居住しているのだから、起業者は、原告らの立会いの機会を実質的に保障するため、石垣市外における立会期日を定めるべきであったと主張する。

(イ) 法36条2項が土地所有者の立会いを求めた趣旨は、起業者が署名した土地調書等の記載が対象の土地に照らして相違があるかを土地所有者に確認させることにより、土地調書等の作成の適正を担保するためであると解される。そうすると、起業者が、立会いの場所を本件各土地が所在する石垣市内に定め、土地調書等の記載内容と現地の状況とを照合した上で本件各土地の所有者に署名押印を求めたことは、上記規定の趣旨に沿うものとして、相当であったといえる。

また、原告らは、本件各土地に係る土地調書等の記載が真実と異なるなどの主張は一切しておらず、そのような事情をうかがわせる証拠も見当たらないことに鑑みれば、原告らのすべてが本件各土地の土地調書等の署名押印に立ち会っていなかったことにより、原告らの利益が害されたともいえない。

(ウ) 以上によれば、起業者が、立会いの場所を石垣市外に定めるべきであったとは認められず、法36条1項に規定する土地調書等の作成に当たり、原告らを含む本件各土地の所有者に対し、立会いの場所を沖縄県石垣市内の白保公民館として立会い及び署名押印を要請したことが違法であるということとはできない。

イ 審理手続の違法について

(ア) 原告らは、本件裁決申請に係る審理において口頭で意見を述べる権利を有するところ、本件においては、原告らのほとんどが石垣市外に居住しているのだから、処分行政庁は、原告らの意見陳述権を実質的

に保障するため、石垣市外において本件各裁決に係る審理を開催すべきであったのに、これを石垣市内で開催したため、法63条1項及び2項に定める原告らの意見陳述権を侵害したと主張する。

(イ) そこで検討すると、収用委員会の会長は、収用委員会の審理について、審理指揮権を有しており（法64条1項）、審理期日の指定を含め、審理手続の進行については、法令に定めがある事項を除き、収用委員会の会長の合理的裁量に委ねられている。したがって、処分行政庁の会長が裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものと認められない限り、処分行政庁の審理に手続上の違法があったとはいえないというべきである。

(ウ) 前記(1)ウ及びエに認定した事実によれば、処分行政庁は、本件各裁決に係る審理を開催するにあたり、約8週間の期間を置いて審理開催の通知をし、この通知のとおり審理を開催していること、開催場所も本件各土地と同一の市内にある石垣市民会館であること、審理後に法65条1項3号に基づく現地調査等を行うことを予定していたことが認められるのであり、本件各土地の土地所有者らは多数で、しかも、広範囲に居住しており、その土地所有者らの住所の近隣において個別に審理を開催することは實際上困難であること、土地所有者は、意見書を提出することや代理人により審理に参加して意見を述べることも可能であること、審理において土地所有者らが意見を述べることができる事項が損失補償に関する事項に限られており（法63条2項、3項）、本件各土地の対象となった土地が地目を原野とする2筆の土地であることからすると、個々の土地所有者にそれぞれ独自の立場から審理を必要とするような個別事情が存在していたとは考え難いことを考慮すると、処分行政庁が、本件各裁決に係る審理を石垣市民会館において1回に限り開催したことについて、処分行政庁の会長が裁量権

の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは認め難いというべきである。

したがって、本件各裁決に係る審理手続が違法であるということはいできない。

ウ 裁決の名宛人に係る瑕疵について

(ア) 原告らは、本件裁決1に係る裁決書に土地所有者として記載された者のうち、若野正太郎は、本件裁決1の3日前である平成22年6月14日に死亡しており、本件裁決1は、土地所有者の記載に瑕疵があるから取り消されるべきである旨を主張する。

(イ) しかし、取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができないところ（行政事件訴訟法10条1項）、前記(1)カに認定した事実によれば、若野正太郎には相続人が存在し、同相続人は本件訴訟の原告となっていないことが認められる。

そうすると、原告らにおいて、本件裁決1に係る裁決書に若野正太郎が土地所有者として記載されていることの違法を主張する利益はない。

したがって、この点に係る原告らの主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、原告らの訴えのうち、土地の明渡しに係る裁決の取消しを求める部分は不適法であるからいずれも却下することとし、原告らのその余の請求は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 井 上 直 哉

裁判官 渡 邊 隆 浩

裁判官 久 田 淳 一

別 紙

関係法令の定め

1 土地収用法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする。

(土地の収用又は使用)

第二条 公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを収用し、又は使用することができる。

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの

(定義等)

第八条 この法律において「起業者」とは、土地、第五条に掲げる権利若しくは第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用し、又は前条に規定する土石砂れきを収用することを必要とする第三条各号の一に規定する事業を行う者をいう。

2 この法律において「土地所有者」とは、収用又は使用に係る土地の所有者をいう。

(事業の認定)

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

(事業の認定に関する処分を行う機関)

第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。

- 一 国又は都道府県が起業者である事業

(事業認定申請書)

第十八条 起業者は、第十六条の規定による事業の認定を受けようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、左に掲げる事項を記載した事業認定申請書を、前条第一項又は第二十七条第一項の場合においては国土交通大臣に、前条第二項の場合においては都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
- 四 事業の認定を申請する理由

(事業の認定の要件)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。

四 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

(事業の認定の告示)

第二十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十条の規定によつて事業の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知するとともに、起業者の名称、事業の種類、起業地、事業の認定をした理由及び次条の規定による図面の縦覧場所を国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては都道府県知事が定める方法で告示しなければならない。

(土地調書及び物件調書の作成)

第三十六条 第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後、起業者は、土地調書及び物件調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により土地調書及び物件調書を作成する場合において、起業者は、自ら土地調書及び物件調書に署名押印し、土地所有者及び関係人（起業者が過失がなく、知ることができない者を除く。以下この節において同じ。）を立ち会わせて上、土地調書及び物件調書に署名押印させなければならない。
- 3 前項の場合において、土地所有者及び関係人のうち、土地調書及び物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を当該調書に附記して署名押印することができる。
- 4 第二項の場合において、土地所有者及び関係人のうちに、同項の規定による署名押印を拒んだ者、同項の規定による署名押印を求められたにもかかわらず相当の期間内にその責めに帰すべき事由によりこれをしてしない者又は同項の規定による署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、市町村長の立会い及び署名押印を求めなければならない。この場合において、市町村長は、当該市町村の職員を立ち会わせ、署名押印させることができる。

(土地調書及び物件調書の記載事項)

第三十七条 第三十六条第一項の土地調書には、収用し、又は使用しようとする土地について、次に掲げる事項を記載し、実測平面図を添付しなければならない。

- 一 土地の所在，地番，地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所
- 二 収用し，又は使用しようとする土地の面積
- 三 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容
- 四 調書を作成した年月日
- 五 その他必要な事項

2 第三十六条第一項の物件調書には、収用し、又は使用しようとする土地にある物件について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 物件がある土地の所在，地番及び地目
- 二 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所
- 三 物件に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容
- 四 調書を作成した年月日
- 五 その他必要な事項

(土地調書及び物件調書の効力)

第三十八条 起業者，土地所有者及び関係人は，第三十六条第三項の規定によつて異議を付記した者及び第三十六条の二第六項の規定によつて異議申出書を提出した者がその内容を述べる場合を除き，第三十六条から前条までの規定によつて作成された土地調書及び物件調書の記載事項の真否について異議を述べることができない。ただし，その調書の記載事項が真実に反していることを立証するときは，この限りでない。

(収用又は使用の裁決の申請)

第三十九条 起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から一年以内に限り、収用し、又は使用しようとする土地が所在する都道府県の収用委員会に収用又は使用の裁決を申請することができる。

(裁決申請書)

第四十条 起業者は、前条の規定によつて収用委員会の裁決を申請しようとするときは、国土交通省令で定める様式に従い、裁決申請書に次に掲げる書類を添付して、これを収用委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面
 - 二 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目
 - ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積（土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。）
 - ハ 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間
 - ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所
 - ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳
 - ヘ 権利を取得し、又は消滅させる時期
 - 三 第三十六条第一項の土地調書又はその写し
- 2 前項第二号ニに掲げる事項に関して起業者が過失がなく知ることができないものについては、同項の規定による申請書の添付書類に記載することを要しない。

(裁決申請書の送付及び縦覧)

第四十二条 収用委員会は、第四十条第一項の規定による裁決申請書及びその添付書類を受理したときは、前条において準用する第十九条第二項の規

定により裁決申請書を却下する場合を除くの外，市町村別に当該市町村に関係がある部分の写を当該市町村長に送付するとともに，添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

- 2 市町村長は，前項の書類を受け取つたときは，直ちに，裁決の申請があつた旨及び第四十条第一項第二号イに掲げる事項を公告し，公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

(土地所有者及び関係人等の意見書の提出)

第四十三条 前条第二項の規定による公告があつたときは，土地所有者及び関係人は，同条の縦覧期間内に，収用委員会に意見書を提出することができる。但し，縦覧期間が経過した後において意見書が提出された場合においても，収用委員会は，相当の理由があると認めるときは，当該意見書を受理することができる。

(審理手続の開始)

第四十六条 収用委員会は，第四十二条第二項に規定する縦覧期間を経過した後，遅滞なく，審理を開始しなければならない。

- 2 収用委員会は，審理を開始する場合においては，起業者，第四十条第一項の規定による裁決申請書の添附書類に記載されている土地所有者及び関係人並びに第四十三条又は第八十七条ただし書の規定によつて意見書を提出した者に，あらかじめ審理の期日及び場所を通知しなければならない。
- 3 収用委員会は，審理の促進を図り，裁決が遅延することのないように努めなければならない。

(却下の裁決)

第四十七条 収用又は使用の裁決の申請が左の各号の一に該当するときその他この法律の規定に違反するときは，収用委員会は，裁決をもつて申請を

却下しなければならない。

- 一 申請に係る事業が第二十六条第一項の規定によつて告示された事業と異なるとき。
- 二 申請に係る事業計画が第十八条第二項第一号の規定によつて事業認定申請書に添附された事業計画書に記載された計画と著しく異なるとき。

(収用又は使用の裁決)

第四十七条の二 収用委員会は、前条の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

- 2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。
- 3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。
- 4 明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

(権利取得裁決)

第四十八条 権利取得裁決においては、次に掲げる事項について裁決しなければならない。

- 一 収用する土地の区域又は使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間
 - 二 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償
 - 三 権利を取得し、又は消滅させる時期（以下「権利取得の時期」という。）
 - 四 その他この法律に規定する事項
- 4 収用委員会は、第一項第二号に掲げる事項については、前項の規定によるのほか、当該補償金を受けるべき土地所有者及び関係人の氏名

及び住所を明らかにして裁決してなければならない。ただし、土地所有者又は関係人の氏名又は住所を確認することができないときは、当該事項については、この限りでない。

(明渡裁決)

第四十九条 明渡裁決においては、次に掲げる事項について裁決してなければならない。

- 一 前条第一項第二号に掲げるものを除くその他の損失の補償
- 二 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限（以下「明渡しの期限」という。）
- 三 その他この法律に規定する事項

(審理の公開)

第六十二条 収用委員会の審理は、公開しなければならない。但し、収用委員会は、審理の公正が害される虞があるときその他公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(意見を述べる権利等)

第六十三条 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十条第一項の規定によつて提出された裁決申請書の添附書類又は第四十三条第一項の規定によつて提出し、若しくは受理された意見書に記載された事項については、第六十五条第一項第一号の規定によつて意見書の提出を命ぜられた場合又は第二項に規定する場合を除いては、これを説明する場合に限り、収用委員会の審理において意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

2 起業者、土地所有者及び関係人は、損失の補償に関する事項については、収用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることができる。

3 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する

る事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前二項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べるできない。

- 4 起業者、土地所有者及び関係人は、第四十条第一項の規定による裁決申請書の添付書類により、若しくは第四十三条第一項の規定による意見書により申し立てた事項又は第一項若しくは第二項の規定によつて意見書により、若しくは口頭で述べた意見の内容を証明するために、収用委員会に対して資料を提出すること、必要な参考人を審問すること、鑑定人に鑑定を命ずること又は土地若しくは物件を実地に調査することを申し立てることができる。

(会長又は指名委員の審理指揮権)

第六十四条 収用委員会の審理の手續は、会長又は指名委員が指揮する。

(審理又は調査のための権限等)

第六十五条 収用委員会は、第六十三条第四項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

三 現地について土地又は物件を調査すること。

(権利の取得、消滅及び制限)

第百一条 土地を収用するときは、権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地の所有権を取得し、当該土地に関するその他の権利並びに当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る仮登記上の権利及び買戻権は消滅し、当該土地又は当該土地に関する所有権以外の権利に係る差押え、仮差押えの執行及び仮処分の執行はその効力を失う。但し、第七十六条第二項又は第八十一条第二項の規定に基く請求に係る裁決で存続を認められた権利については、この限りでない。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転)

第百二条 明渡裁決があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

2 航空法（平成20年法律第75号による改正前のもの。）

(飛行場又は航空保安施設の設置)

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び飛行場にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。

(申請の審査)

第三十九条 国土交通大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該飛行場又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

3 航空法（平成20年法律第75号による改正後のもの。）

(完成検査)

第四十二条 空港等の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。）は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の検査の結果当該施設が申請書に記載した設置の計画に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。
- 3 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、第一項の検査の合格があつたときは、遅滞なく、供用開始の期日を定めて、これを国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

4 航空法施行規則（平成20年国土交通省令第44号による改正前のもの。）

（設置基準）

第七十九条 法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

四 陸上飛行場及び陸上ヘリポートにあつては、滑走路、誘導路及びエプロンがこれらを使用することが予想される航空機の予想される回数の運航に十分耐えるだけの強度を有するものであること。

5 航空法施行規則（平成20年国土交通省令第54号による改正後のもの。）

（設置基準）

第七十九条 法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の基準は、次のとおりとする。

七 陸上空港にあつては、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンについて、次の性能を有するものであること。

イ 滑走路

(1) 自重、土圧、地震動（当該施設を設置する地点において発生

- するものと想定される地震動のうち、地震動の再現期間と当該施設の設計供用期間（当該施設の設計に当たって、当該施設に求められる性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）との関係から当該施設の設計供用期間中に発生する可能性の高いものに限る。以下同じ。）、水圧、波浪（当該施設を設置する地点において発生するものと想定される波浪のうち、当該施設の設計供用期間中に発生する可能性の高いものに限る。以下同じ。）等による損傷等が当該施設の機能を損なわず、継続して使用することに影響を及ぼさないこと。
- (2) 自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件を勘案して、適当な表面を有すること。

これは正本である。

平成26年2月18日

那覇地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 島袋智昭

